

第11次新潟県職業能力開発計画の中間評価方法（案）

新潟県産業労働部
雇用能力開発課

1 第11次新潟県職業能力開発計画成果指標の目標設定について

第11次新潟県職業能力開発計画（以下、「第11次計画」という。）における成果指標の目標設定については、前計画（第10次計画）の最終年度である令和2年度が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最終年度の実績を基準値とすることが困難であったため、前計画期間の全般を通じた実績等から設定した。

2 中間評価の方法

新潟県総合計画の中間評価や第10次計画における評価方法等を参考とし、以下のとおり評価することとする。

(1) 評価対象

第11次計画の成果指標とした11項目について評価の対象とする。

(2) 評価手順

ア 一次評価と二次評価

- ・はじめに、雇用能力開発課が、各成果指標の内部評価（一次評価）を実施する。
- ・次に、一次評価の結果を踏まえ、審議会による評価を取り入れた総合的な評価（二次評価）を行い、この評価結果をもって中間評価とする。

イ 成果指標の達成状況の判定と評価

- ・成果指標について、目標値（令和7年度）に対する最新値（令和5年12月末時点で把握し得る確定値）の達成率を算定し、途中経過で達成した場合を含み、その状況を3段階で判定する。

<成果指標の達成率の算定式>

増加目標の指標	最新値／目標値×100%
減少目標の指標	(1 + (1 - 最新値／目標値)) × 100%

※ 小数点第2位四捨五入

※ 達成率がマイナスになる場合は「0%」とする

<達成率の判定区分>

100%以上	90～99%	90%未満
達成	概ね達成	未達成

- ・ 3段階で判定した成果指標の達成状況を基本として、「施策・事業の実施状況」「社会経済情勢の変化」等を総合的に勘案し、4段階で評価する。
- ・ 第11次計画以前の実績と比較する場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度だけではなく令和元年度以前の前計画期間中の実績も踏まえて比較する。

<評価の区分>

第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている